

第 65 回鳥取市民体育祭

☎ 鳥取市体育協会 ☎ 0857-20-3363 ☎ 0857-20-3954

市内の 44 の小学校区を人口規模により A～C の 3 つのグループに分け、それぞれのグループ内で順位を競う小学校区対抗形式ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により第 65 回大会（令和 4 年）は得点種目 12 種目、オープン種目 7 種

目の全 19 種目での開催とします。
※各競技のガイドラインに基づき、新型コロナウイルス感染症対策をして開催します。
※総合開閉会式・陸上・水泳は中止とします。詳細は本市公式ウェブサイトをご確認ください。

（予）：予備日

種 目	会 場	期 日	競技開始
ゲートボール	美保多目的広場	6月12日(日) (予)6月19日(日)	9:00
卓 球	青谷町農林漁業者トレーニングセンター 鹿野町農業者トレーニングセンター 美保南地区体育館	6月12日(日)	10:00
グラウンド・ゴルフ	白兔グラウンド・ゴルフ場	6月19日(日) (予)6月26日(日)	9:00
ソフトテニス (Aグループ)	千代テニス場	6月19日(日) (予)7月10日(日)	9:00
バスケットボール	国府町体育館、国府中学校体育館	6月19日(日)	9:00
テニス (B・Cグループ)	千代テニス場	6月26日(日) (予)7月3日(日)	9:00
バトミントン	河原町総合体育館 鹿野町農業者トレーニングセンター 湖南体育館	7月3日(日)	9:00
女子バレーボール	国府町体育館、国府中学校体育館	7月3日(日)	10:00
ペタンク	Axis バードスタジアムサブグラウンド	7月10日(日) (予)7月17日(日)	8:30
男子バレーボール	国府町体育館、国府中学校体育館	7月17日(日)	10:00
軟式野球 (Aグループ)	美保球場	8月7日(日) (予)8月21日(日)	8:30
ソフトボール (B・Cグループ)	倉田スポーツ広場ソフト場	9月4日(日) (予)9月11日(日)	8:30
オープン種目	相 撲	鳥取市営相撲場	6月12日(日) 9:00
	柔 道	鳥取市武道館	6月12日(日) 10:00
	バウンスボール	湖南体育館、浜坂地区体育館	6月12日(日) 10:00
	剣 道	鳥取市武道館	6月19日(日) 10:00
	ボート	湖山池ボートコース	7月3日(日) 8:00
	弓 道	鳥取市弓道場	7月3日(日) 10:00
ソフトバレーボール	鹿野町農業者トレーニングセンター	10月2日(日) 9:30	

※屋外競技の雨天順延は 1 回とする

※雨天などによる試合実施についての問い合わせは、7:00以降に市役所へ電話すること

(鳥取市コールセンター ☎ 0857-22-8111)

令和4年度後期高齢者医療制度

☎ 鳥取県後期高齢者医療広域連合業務課
☎ 0858-32-1099
☎ 本庁舎保険年金課 (13 番窓口)
☎ 0857-30-8225 ☎ 0857-20-3906

令和 4・5 年度の保険料率が決定しました

後期高齢者医療制度では、医療給付費等の見込みに基づいて、2 年ごとに保険料率の見直しを行うこととなっています。年々一人当たりの医療給付費が増加しており、また令和 4 年度以降、被保険者数の増加が見込まれるなど、今後、医療給付費の増加が避けられない状況が予測されるため、保険料率を改定しました。

加入者のみなさんには、更なるご負担をいただくこととなりますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

	令和4・5年度	令和2・3年度
均 等 割 額	47,436 円	42,480 円
所 得 割 率	9.10%	8.07%
賦課限度額	66 万円	64 万円

【均等割額】 【所得割額】
年額保険料 = 47436 円 + 所得 × 9.10%
※所得が低い人については、均等割額の軽減措置が適用されます。
※後期高齢者医療制度に加入する前日に健康保険などの被扶養者であった人は、所得割額はかかりません。また、資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り、均等割額が 5 割軽減されます。

計量器 (はかり) の定期検査

☎ 本庁舎経済・雇用戦略課 (48 番窓口)
☎ 0857-30-8282 ☎ 0857-20-3947

令和 4 年度は国府・福部・河原・用瀬・佐治地域が対象です。該当者は必ず受検してください。
持ち物 定期検査受検票 (前回の該当者には事前に通知)、計量器、検査手数料

検査日(6月)	検査時間	検査会場
21 日 (火)	10:00～12:00	佐治町コミュニティセンター
	13:30～16:00	用瀬町民会館
22 日 (水)	10:00～16:00	国府町総合支所
23 日 (木)	10:00～16:00	河原町総合支所

Pick up information

ピックアップインフォメーション

児童手当制度一部変更

☎ 本庁舎子ども家庭課 (13 番窓口)
☎ 0857-30-8491 (児童手当専用窓口)
☎ 0857-20-3907
☎ 各総合支所市民福祉課 (☎ 10 分)

令和 4 年 10 月支給分 (6 月～9 月分) から児童手当の制度が一部変更になります。

【現況届の提出が原則不要】

受給者の現況 (6 月 1 日時点の状況) を公簿などで確認することで、毎年 6 月に提出していた現況届の提出が原則不要になります。

ただし、次の人は、引き続き現況届の提出が必要です。

- ① 配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地在り鳥取市と異なる人
 - ② 支給要件児童の戸籍や住民票がない人
 - ③ 離婚協議中で配偶者と別居されている人
 - ④ 法人である未成年後見人、施設などの受給者の人
 - ⑤ その他、鳥取市から提出の案内があった人
- ※①～⑤以外の人でも、状況により別途書類の提出が必要な場合があります。
※公務員の人は、勤務先にお問い合わせください。

【所得上限限度額の新設】

児童を養育している人の所得額が所得上限限度額以上の場合、児童手当などの支給がされなくなります。詳しくは、本市公式ウェブサイトをご覧ください。



お気軽健康チェック

☎ 本庁舎医療費適正化推進室 (13 番窓口)
☎ 0857-30-8227 ☎ 0857-20-3906

血圧・血糖値の測定と講話を合わせた 1 時間半のプログラム。医師、管理栄養士、理学療法士が生活習慣病予防に役立つ食事・運動を分かりやすくお伝えします。※来場者プレゼントあり

と き 6 月 29 日 (水) 13:30～15:00

ところ 本庁舎 6 階会議室 6-7、6-8

対 象 市内に住民票がある人

定 員 15 人 ※要予約・先着順

申込み 6 月 6 日 (月) 8:30～